

## 令和4年第12回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和4年12月26日(月)  
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時55分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(10人)  
①岩城 一成 ③糺田 幸雄 ④徳島 伸精 ⑥澤田 稔  
⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣  
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)  
②屋後 浩幸 ⑤松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(3人)  
⑭岡田 信夫 ⑯芝田 俊幸 ⑰瀬戸 明
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(9人)  
⑬榊谷 武史 ⑮村田 清二 ⑱岡田 耕一 ⑲森田 三男  
⑳悦永 秀雄 ㉑南 邦夫 ㉒三宅 一徳 ㉓稲農 幹夫  
㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、石端主事
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (4) 農用地利用集積計画について
  - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 1番 岩城委員 10番 四飯委員
- 10 会議の結果  
議案4件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席される方全員おそろいなので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。  
会議に入る前にご紹介させていただきます。欠員になっておりました後任の農業委員に徳島伸精さんが任命されましたので、ご報告いたします。  
徳島さん、一言ご挨拶をお願いします。  
徳島委員 皆さん、こんにちは。  
以前、農業委員の推進委員のほうでお世話になったんですけども、今年、不幸なことになりまして、残りの期間、皆さんとご一緒に活動したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。(拍手)  
事務局長 徳島委員につきましては、4番委員ということでこれから席に着いていただきます。よろしく願いいたします。  
それでは、委員の欠席届についてご報告いたします。2番、屋後委員、5番、松生委員から欠席される旨の連絡を受けております。

ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、村会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局長： ありがとうございます。

それでは、本日の議件につきましてご案内します。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第4号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。

事務局 議件に入ります前に、前回の総会でご質問のございました合意解約の件について事務局のほうからご説明申し上げます。

事務局 先月の合意解約ですが、〇〇〇んから〇〇さんに合意解約となっておりますが、貸付人が「〇〇さん分〇〇さん」と記載のところを「〇〇さん」と記載しておりました。

以上です。

事務局 前回の合意解約については以上なんですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、1番 岩城委員、10番 四飯委員を指名します。よろしくお願いたします。

では、会議を始めます。

ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地法第3条の規定による許可の決定についてご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は454㎡です。

位置図は、4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、兼業による経営縮小により譲渡を希望されまし

た。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による94 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

次に、整理番号2番、申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は338㎡です。

位置図は、5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足による譲渡を希望されました。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による1,672 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

次に、整理番号3番、申請地は〇〇町の田2筆で、面積は221㎡です。

位置図は、6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足による譲渡を希望されました。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による52 a で、当該地区の下限面積の要件10 a を満たしております。

次に、整理番号4番、申請地は〇〇町の畑4筆で、面積は1,104㎡です。

位置図は、7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足による譲渡を希望されました。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による11 a で、当該地区の下限面積の要件10 a を満たしております。

次に、議案書3ページをご覧ください。

整理番号5番、申請地は〇〇町の畑3筆で、面積は225㎡です。

位置図は、8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望により譲渡を希望されました。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による1,672 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

次に、整理番号6番、申請地は〇〇町の田2筆で、面積は3,079㎡です。

位置図は、9ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、高齢化による経営縮小により贈与を希望されまし

た。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による110 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

次に、整理番号7番、申請地は〇〇町の田2筆で、面積は1,498㎡です。位置図は、10ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望により譲渡を希望されました。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による110 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

委員 この土地につきましては、10月の農地パトロールのときは竹林となっている状況でありました。この間、現地の確認してきましたんですが、きれいに整地がなされて農地として利用できる状態になっております。そういったことから、権利移転については支障がないというふうな判断をいたしております。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番、〇〇委員さん。

委員 〇〇さんに確認したところ、〇〇行政書士さんのほうへ依頼をして、登録などは全部お任せしてあるということで確認しています。

以上です。

議長 整理番号3番、〇〇委員さん、事務局。

事務局 〇〇さんのほうから、双方にお話を聞いて特に支障はないということを知っていると事務局のほうにご回答がございました。

議長 整理番号4番、〇〇委員さん。

委員 先日、〇〇さん及び〇〇さんとお話ししてきました。現状は一部農業用の作業小屋が建っていますけれども、周りは草も刈られておりまして整理はされているんですけども、〇〇さんによりますと大分年も取ったし後継者もないということで、今回、譲ることとしたということでした。そしてまた〇〇さんにつきましては、隣接しておりまして、今後家族で畑をつくり、維持管理もしっかりやっていくということでしたので、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

整理番号5番、6番、7番、〇〇委員さん。

委員 これも先ほどと同じで、本人確認したところ〇〇さんに皆お願いしてあるということで了解しています。

- 議長 6番、7番も一緒ですか。
- 委員 6番の〇〇さんですけど、この方にも本人確認で、〇〇さんで了解をいただいております。
- 議長 以上です。
- 議長 担当委員さんをご異議なしということなので、何かほかにご意見ございませんか。よろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 「議案第1号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案書の11ページをお開きください。
- 申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は249㎡です。
- 位置図につきましては、次の12ページをお願いいたします。
- 申請人は議案書に記載のとおりです。
- 転用目的につきましては、自己住宅にするための申請となっております。
- 申請地は、農業振興地域外で第1種住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断しております。
- 議長 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員 引き続き、担当委員さんのご意見を伺います。
- 委員 整理番号1番、〇〇委員さん。
- 委員 本人に確認をしております。特に問題はないと思います。現地も確認してきました。
- 議長 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員 担当委員さんもご異議なしということですが、ほかに委員の方々、何かご意見ございませんか。
- 委員 これは既存の現在の〇〇さんの宅地の地面と、今申請のある地面との関係、くっついているのかくっついていないのか、その辺ちょっと。写真見ますと、左上の写真は擁壁の際まで敷地がついているように思うんですけども、下の写真、これは反対から撮られたと思うんですが擁壁がないんです。どんな状況ですか。
- 事務局 それでは、事務局のほうからご説明いたします。
- 地図をご覧いただいて、4条・5条申請地となっている赤い枠でございますが、地図が申し訳ない「申請者の」で切れていると思います。ここには「申請者の現住所地」ということで、現在こちらのほうに〇〇さんがお

住まいでございます。理由と申しますか、親御さんの家に住んでおるんですが、このたびご結婚されるということで新居を建てられるということを知っておりまして、この土地については現住所と接しております。

なお、「現況②」と書いてあるところの後ろのほうと申しますか向かい側の家に向かっての間には擁壁がありませんが、この間にはこの地図では分かりにくいかもしれませんが大きな水路が実際にはございます。境界とすれば法定外公共物と申しますか、その水路との境。一応現地のほうには地籍調査したときのそういうくいも残っているということは事務局のほうでは確認しております。

以上です。

- 委員　　そしたら、敷地と敷地はくっついてないということですね。くっついていない。
- 事務局　くっついてます。
- 委員　　いるなら、今の話、擁壁があるように思うんですけども。家の擁壁。
- 事務局　家の擁壁はないです。写真写りの関係だと思います。
- 委員　　これは擁壁じゃないんですか。
- 事務局　そうです。軽四か何か止まっておるところの話やね。
- 委員　　いやいやいや。上の写真の右側が住宅じゃないんですか。
- 事務局　この突き当たりのトラック止まっているじゃないですか。軽トラと横にでっかい……。
- 委員　　そういうこと？ すみません。隣のあこ、この写真の右の家が。
- 事務局　柿の木の裏の白い建物。
- 委員　　そうしたら向かいに建てるわけや。
- 事務局　そうです。
- 委員　　道路挟んで向かいなんですね。
- 事務局　いや、道路挟んでないです。この白い建物に接した形で建てることになります。
- 委員　　ちょっと分らん。図面があったらちょっと見せてもらえんですか。
- 事務局　「②」と書いてある矢印あるじゃないですか。ここに……。
- 委員　　下に細い線あるこれは道か。私有地道路になつとるが？
- 事務局　どこけ。
- 委員　　道あるやろう、左側に。「②」と書いてある右側に道あるやろう。この道の右矢印のところの下に細い線2本あるわな。
- 事務局　これは道じゃないです。
- 委員　　これ何や。ここ入るがにどうして入っていくが。
- 事務局　「②」と書いてある横に「田」と書いてあるように見えるところあるじゃないですか。ここにちょっと白地みたいになっているでしょう。ここ実は〇〇さんの雑種地です。全部〇〇さんの地面ねんわ。
- 委員　　ということは、今の道路と、市道と申請のある家の間に〇〇さんの地面があって、それを含めて敷地として使うということでもいいけ？
- 事務局　そうです。そういう理解でいいと思います。

委員 はい、分かりました。  
議長 写真がちょっと分かりにくいね。  
それでよろしいでしょうか。  
委員 分かったよ。この写真の撮り方が悪いもんで分からん。  
事務局 ○○さんのほかの雑種地とかもちゃんと書いておけば分かったかもしれんがですけど、今の件については事務局のほうでは農転やったので関係ないと思って書かなかったんです。すみません、申し訳ございません。  
委員 トラックがあるところが雑種地というか。  
事務局 道というか雑種地、駐車場としてのものです。  
議長 駐車場になっとる。  
では、「議案第2号」はよろしいでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 では、異議なしと認め、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 では、異議なしと認め、原案どおり上申することに決定いたします。  
次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局 議案書の13ページをお願いします。  
整理番号1番です。こちらは、先ほどの4条と関連しておるんですが、申請地は○○町の畑1筆で、面積は40㎡でございます。  
位置図は、先ほどの12ページのところの赤く塗り潰した部分でございます。  
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転でございます。  
先ほどの4条と併せて転用する計画となっております、目的でございますとか農地区分については先ほどの4条の説明と同様でございます。  
続きまして、整理番号2番、申請地は○○町の畑1筆で、面積は273㎡です。  
位置図は14ページをお願いいたします。  
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。  
転用目的は、駐車場用地にするための申請となっております。  
申請地は、農業振興地域外で、第1種低層住宅専用地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断しております。  
生産組合の同意は得ております。  
続いて、整理番号3番、申請地は○○町の畑1筆で、面積は767㎡です。  
位置図は15ページで確認をお願いいたします。  
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。  
転用目的につきましては、事務所、資材置場の用地にするための申請で



事務局 〇〇さんが一体的にここは使われるような計画として今。  
委員 目的、これだけはそんなんに聞いておったので。  
委員 はい、分かりました。  
議長 ほかにご意見ございませんか。  
全委員 なし。  
議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 では、「議案第3号」は原案どおり上申することに決定いたします。  
次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局 農用地利用集積計画についてご説明します。  
議案書18ページをご覧ください。  
利用権設定の概要です。  
今回は田12筆、畑1筆の設定があり、合計面積は21,413㎡です。  
権利設定期間別に見ますと、田については3年が1筆、6年が1筆、10  
年以上が10筆で、畑については10年以上が1筆の権利設定となっております。  
申請件数は、貸手農家が9件、借手農家が8件となります。  
各筆明細の一覧は、議案書19ページに記載しております。  
申請件数は9件で、新規設定が6件、再設定が3件となります。  
案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満た  
しております。  
以上です。  
議長 ありがとうございます。  
ただいま事務局より説明がありました。何かご意見ございませんか。  
全委員 なし。  
議長 よろしいでしょうか。  
全委員 はい。  
議長 では、「議案第4号」は、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決  
定いたします。  
次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」  
を議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。  
議案書20ページをご覧ください。  
解約される農地は11筆で、面積は21,910㎡です。  
対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりとな  
っております。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただいま報告第1号について事務局より説明がありました。報告について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。  
なければ、報告事項について、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。  
議長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。  
以上で本日の全議案の審議が終了しました。  
一旦ここで閉会いたしまして、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人